

令和7年度 昭島市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針

この実施方針は、昭島市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成31年4月1日実施。以下「実施要綱」という。）第6条第1項に基づき、実施要綱第1条に定める障害福祉サービス事業者等に対して実施する指導等を計画的に実施するため、以下のとおり令和7年度における重点指導事項等を定めるものである。

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、障害者及び障害児福祉に係る諸制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者及び障害児福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を講じることに主眼を置いて実施する。

なお、実施に当たっては、東京都、関係区市町村及び関係各課と連携し、指導検査体制の一層の充実・強化を図る。

2 指導の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ① 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ② 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ③ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- ④ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- ⑤ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- ⑥ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

（2）利用者保護とサービスの質の確保

- ① 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- ② 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。
また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ③ 生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を講じているか。
- ④ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- ⑤ サービス提供を開始するにあたり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む）が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- （1）サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- （2）自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- （3）不正な手段により指定を受けていないか。
- （4）人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- （5）帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- （6）業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- （7）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

（1）対象事業所等

- ① 総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所
- ② 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

（2）指導形態

- ① 集団指導
指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、集合形式又はオンラインを活用して講習等の方法により行う。

② 実地指導

ア 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、事業所等の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

イ 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

ウ 班編成

実地指導を行う場合にあっては、原則として、係長職以上の職にある者を長とした2名以上の職員による指導班を編成する。ただし、事業又は施設の規模、内容、事案の性質に応じて、適宜体制を再編し、会計専門員を加えて実施する。

なお、必要に応じて、東京都が指定する事務受託法人の職員を指導班に加えることができる。

監査を行う場合にあっては、実地指導を行った指導班を中心に、係長職以上の職にある者を長とした2名以上の職員による監査班を編成する。ただし、事業又は施設の規模、内容、事案の性質に応じて、課長職以上の職にある者を長とし、係長職以上の職にある者を含み、必要に応じて会計専門員を加えた3名以上による特別班を編成する。

エ 実施通知

実施要綱第8条第2号及び第12条第2号の規定に基づき通知又は交付する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日の交付を含む。）。

オ 日程及び対象

実地指導の具体的な日程及び対象は、実施要綱第6条第2項の規定に基づき別途実施計画を定める。ただし、緊急の指導を要する場合又は自然災害、感染症のまん延等その他のやむを得ない事情が発生した場合等には、日程等の変更を行うことができる。

なお、監査については、必要により決定する。

カ その他

上記の他、運営に課題等がある事業所等に対して、必要に応じて適宜、事業所に赴き又は事業所等の関係者等を執務室等に呼び出し一般指導（運営指導）を実施する。

（3）事業所等の選定

指導の対象事業所等の選定は、実施要綱第5条に定める基準に基づき、原則として、令和7年4月1日時点で現存する障害福祉サービス事業所等の中から、下記の項目に該当する事業所を優先的に選定する。ただし、年度途中に指定を受けた事業所についても、必要と認める場合、指導の対象とする。

- ① 市が所轄する社会福祉法人が運営する事業所
- ② 市が指定する指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所
- ③ 市内でサービスを提供している指定障害児通所支援事業所
- ④ その他指導が必要と認められる事業所

5 指導検査基準

東京都との平準化を図るため、東京都が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導検査基準」に準じるものとする。

ただし、市が指定する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に係る指導検査基準は、別に市が定めるものとする。

6 関係機関との連携

- （1）東京都及び関係区市町村と、障害福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から必要な情報の交換及び連携を図る。
- （2）必要に応じて、東京都及び関係区市町村と合同検査を実施する。
- （3）必要に応じて、市の事業所管課に同行又は立会いを依頼し、指導を実施する。
- （4）特定相談支援及び障害児相談支援に係る指定を所管する事業所管課から、指定の取消等の要件に該当する疑いがあるなどの理由により実地指導又は監査の依頼を受けた時は、機動的に実施する。